

令和1年10月15日

お客さま 各位

甲府信用金庫

台風19号による災害に対する当金庫の対応について

台風19号により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

当金庫では、今回の台風により災害救助法が適用された地域のお客さまにつきましては、被災状況に応じて以下の対応を取らせていただきます。

また、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に対応させていただきます。

1. 今回の災害により、預金通帳、証書、お届けの印鑑等を持ち出せない場合でも、被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認させていただき、払戻しに応じますのでお気軽にご相談ください。
 2. お客様のご事情により、定期預金、定期積金等の期限前払戻しについてもご相談ください。
 3. 台風による障害のため、支払期日が経過した手形につきましては、状況により関係金融機関と相談させていただきます。
 4. 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応じますのでご相談ください。
 5. 今回の災害の状況により、緊急に資金が必要となった場合や既存のご融資に係る返済猶予等の必要が生じた場合は、「台風19号被害に関する特別相談窓口」を設置いたしましたので、お取引のある店舗、又はお近くの店舗等へご相談ください。
- ◎ その他、お困りのことがありましたら、窓口へお問合わせください。

以 上